

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 8 月 4 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置」
に関する Q&A について ◆

「厚生年金基金等の財政運営の弾力化措置」に関し、信託協会等から厚生労働省あて確認中の事項につきまして、一部回答がありましたので、ご連絡いたします。

詳細は、別紙をご参照ください。



No.	確認内容	確認結果
1	<p><厚生年金基金> 平成20年8月4日付通知(年発第0804001号)「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について」における「厚生年金基金の財政運営について」の特例的扱い(※)を適用した厚生年金基金についても、掛金対応の猶予の弾力化措置の適用により、平成22年4月から適用する掛金率ではなく現行の掛金率(免除保険料率の変動相当分を除く)を最大平成24年3月まで適用できるという理解でよいか。 (※)平成19年度決算に関する猶予措置</p>	良い。
2	<p><厚生年金基金、確定給付企業年金> 最大平成24年4月まで掛金引上げを猶予することに加え、平成24年4月までは一部(掛金率・額の一部、一部の給付区分、一部の事業所)のみ掛金引上げを行い、平成24年4月から全部の掛金引上げを行うことも可能という理解でよいか。</p>	一部事業所のみ掛金引上げは不可。 掛金率・額の一部、または、一部の給付区分のみ掛金引上げは可能。
3	<p><厚生年金基金、確定給付企業年金> 厚生年金基金及びDBにおいて、掛金引上げ猶予を適用する場合は、規約変更及びそれに伴う認可申請手続は不要(年金数理関係書類や長期運営計画等の提出は必要)ということによいか。</p>	良い。 なお、DBについては、掛金の追加拠出が困難であることを示す書類(様式は通知で示します)が必要。
4	<p><確定給付企業年金> 掛金引上げ猶予や下方回廊方式を適用する場合、基金型DBは代議員会の議決、規約型DBは労働組合等の同意は必要という理解でよいか。</p>	①掛金引上げ猶予や下方回廊方式を適用することに関しては、基金型DBでは代議員会の議決が必要(規約型DBは、事業主の意思決定に基づく)。 ②弾力化措置を適用した上で掛金を変更しない場合は、規約変更を伴わないため、規約変更に係る代議員会の議決や労働組合の同意は不要。
5	<p><厚生年金基金> 平成21年8月に公表される厚生年金保険本体の時価ベースの実績利回りを、平成21年9月末日までに提出する財政決算報告書の積立水準の回復計画の実施状況における最低責任準備金のコロガシ(将来予測)に用いることは可能か。</p>	可能。
6	<p><厚生年金基金> 長期運営計画の報告時又は報告後に、当該計画の内容に関して何らかの指導等が行われる予定でしょうか。 また、当該指導等の有無にかかわらず、各基金において策定する長期運営計画が、長期運営計画策定のガイドライン等により合致したものととなるよう、事前相談を受け付けていただきますようお願いいたします。</p>	計画については認可承認の対象ではありませんが、今後指導に使う場合があります。 なお、長期運営計画の策定にあたって、連合会のチューター事業等を活用するようお願いいたします。



No.	確認内容	確認結果
7	<p><厚生年金基金> 「厚生年金基金の長期運営計画の策定について」別添 第四の(2)の①に「ただし、実際の政策的資産構成割合の変更に当たっては、変更を実施する時期や変更が完了するまでの期間を慎重に注意しつつ実施すること。」とあるが、当面の対応として、平成20年度の運用環境の悪化に伴う不足金を解消するため、足下の資産構成割合は、現行のままとすることも許容されるという理解でよいでしょうか。</p>	良い。
8	<p><厚生年金基金> 例えば、平成20年度決算で継続基準に抵触し掛金引上げを猶予したが、平成21年度決算で継続基準に抵触しなかった場合、平成20年度決算継続基準抵触に基づいた掛金引上げ対応自体が不要となるという認識でよいか。 (平成20年度決算で継続基準に抵触したことがリセットされる。)</p>	良い。
9	<p><厚生年金基金、確定給付企業年金> 財政計算により、標準掛金が低下し特別掛金が上昇する場合において、標準掛金を引下げると同時に、特別掛金の引上げは猶予することができるかと考えてよいか。もしくは、特別掛金の引上げを猶予するのであれば、標準掛金は従前のものを据置く必要があるということか。</p>	引上げ猶予後の掛金の合計(標準掛金+特別掛金)が財政計算前より引き下がらない範囲であれば、標準掛金を引下げると同時に、特別掛金の引上げは一部猶予することができる。
10	<p><厚生年金基金> ①未償却過去勤務債務残高から控除することができる許容繰越不足金の額は、財政検証時の許容繰越不足金を使用することを原則とするが、財政検証後に許容繰越不足金の算定方法や資産評価方法を変更した場合は、当該変更を織り込んで算定した許容繰越不足金の額を使用するという理解でよいか。 ②今般の免除保険料率の見直しに伴う財政運営基準に関する改正(掛金計算時の基本プラスアルファ部分の分離)により、数理債務が変動する可能性があるが、未償却過去勤務債務残高から控除することができる許容繰越不足金の額は①の通り財政検証時の許容繰越不足金の額として、当該変更を織り込む必要はないという理解でよいか。</p>	①、②とも良い。

以上

